



妊産婦ヘルプサービス事業



嘉手納町では、産前産後の心身の不調又は育児不安があり、家事又は育児の支援を必要とする妊産婦さんを対象に、妊産婦ヘルプサービス事業を実施しています。妊産婦さんのご家庭をヘルパーさん等が訪問し、家事や育児の支援を行い、利用に係る費用の一部を嘉手納町が負担します。

つわりがきつくて食事の準備ができない



安静が必要と言われた。

2人目の出産だけど、体調が悪くて上の子の面倒を見るのが難しい



まずは、地区担当保健師へご相談ください！

☆☆☆ 利用できる方 ☆☆☆

嘉手納町に住民登録されており、以下の①～③の全てに該当する方。

- ① 多胎妊産婦又は産前産後に心身の不調又は育児不安がある妊産婦
- ② 家族又は親族から支援等を受けることが難しい。
- ③ 家事や育児の支援等が必要である。

☆☆☆ 事業の内容 ☆☆☆

家事に関すること	育児に関すること
・食事の準備、調理又は後片付け ・衣類等の洗濯 ・居室等の掃除又は整理整頓 ・生活必需品の買い物 ・その他必要な家事の支援	・授乳介助 ・おむつ又は衣類交換の介助 ・沐浴介助 ・兄弟児の保育園等の送迎又は世話 ・外出時の補助 ・その他必要な育児の支援

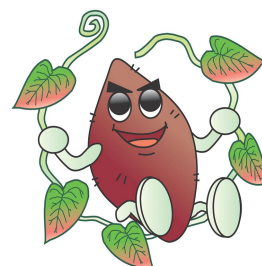


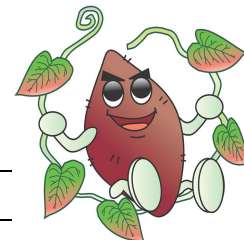
☆☆☆ 事業の実施期間等 ☆☆☆

- ① 妊娠の届出を行った日から、出産予定日から起算して2年までの期間。
- ② 妊産婦1人につき60時間以内。ただし、多胎妊産婦の場合は、児の人数に60をかけて得た値の時間数となります。

☆☆☆ 利用できる事業所 ☆☆☆

- ・別紙のとおり





☆☆☆ 自己負担額 ☆☆☆

利用時間	所得区分	
	生活保護世帯 市町村民税所得割非課税世帯 等	左記以外の世帯
1 時間以内	(免除)0円	200円
1 時間を超えて 1 時間 30 分以内	(免除)0円	300円
1 時間 30 分を超えて 2 時間以内	(免除)0円	400円

☆☆☆ 利用にあたっての注意事項 ☆☆☆

- ・支援中の保護者の外出はご遠慮ください。ご自宅内(別室可)でお過ごしいただきますようお願いいたします。
- ・感染症にかかっている時や治療が必要な時は利用できません。
- ・自己負担額は、事業の利用当日に直接、全額現金でお支払い下さい。
- ・キャンセルの場合は、早めに施設へご連絡ください。前日のキャンセルは利用料が発生します。
- ・居室等の掃除については、窓ふきやお風呂場・トイレ掃除、ベランダの掃除などは含まれません。
- ・外出時の補助については、基本的には利用者の所有する車両を利用してください。

☆☆☆ 申請から利用までの流れ ☆☆☆



① 申請を行います。



* 保健師より、事業の内容、利用料、利用施設等について説明を受け、申請を行います。

② 嘉手納町妊産婦ヘルプサービス事業利用承認通知書が届きます。



* 承認通知が届くまでに、2週間程度かかることがあります。

③ 利用する事業所との利用の調整を行います。(保健師が行います)



* 保健師と事業所で利用の調整ができましたら、利用者の方にご連絡をします。

④ 利用する事業所と実際の利用日の調整を行います。

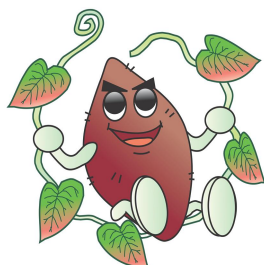


* 利用者の方から、事業所へご連絡をお願いします。

⑤ 利用開始



* 利用料(自己負担額)は、その都度直接お支払いください。



お問い合わせ先
嘉手納町役場
子ども家庭課 母子保健係
098-956-1111 (内線 156・157)